

2023年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社日本ハウスホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 成田 和幸
(コード: 1873 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 河瀬 弘一
T E L (03) 5215-9907

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年12月25日開催の取締役会において、下記のとおり、2024年1月25日開催予定の当社第55期定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の目的

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、業務繁忙期の8月から10月と次年度の事業計画策定期間の重複を避けるとともに、適時な業績管理により事業運営の効率化を図るため、決算期を毎年10月31日から毎年4月30日へ変更するものであります。

また、会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、会計監査人の条項を新設するものであります。

なお、決算期変更の経過期間となる第56期は、2023年11月1日から2024年4月30日までの6か月間と致します。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2024年1月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年1月26日(予定)

以上

【別紙】定款一部変更の内容

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年<u>1</u>月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。</p> <p>第15条～第38条 (条文省略)</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年<u>7</u>月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>4月30日</u>とする。</p> <p>第15条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>(選任および解任)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第 42 条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 当社の事業年度は、毎年 <u>11 月 1 日</u> から翌年 <u>10 月 31 日</u> までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>10 月 31 日</u> とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>4 月 30 日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払いの金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 43 条 当社の事業年度は、毎年 <u>5 月 1 日</u> から翌年 <u>4 月 30 日</u> までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>4 月 30 日</u> とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>10 月 31 日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払いの金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。</p> <p>(附則)</p> <p>第43条（事業年度）の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第56期事業年度は、2024年4月30日までの6か月間とする。なお、本附則は、第56期事業年度経過後は、これを削除する。</p>